

広域交付住民票交付申請書

千 歳 市 長 様

令和	年	月	日
----	---	---	---

申 請 者	住 所						
	(フリガナ) 氏 名						
	通 称						
	生 年 月 日	大・昭・平・令・西暦	年	月	日	性別	男 ・ 女

通称が住民票に記載されている外国人住民の方は、氏名と併せて通称を記載ください。

住民票コード											
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

必要な住民票の写し	世帯全員の写し	枚	世帯一部の写し	枚
住民票の写しの種類	世帯主名・続柄の記載 (記載 ・ 省略)			
	本籍及び筆頭者の記載は、どちらにもありません。			
	個人番号 / 住民票コードの記載 (記載 ・ 省略)			
	個人番号 / 住民票コードの記載が必要な理由 []			
外国人住民の方の記載	国籍・地域の記載 (記載 ・ 省略)			
	中長期在留者・特別永住者等の区分(30条の45) (記載 ・ 省略)			
	在留カード等の番号 (記載 ・ 省略)			
	在留資格・在留期間等・在留期間の満了の日 (記載 ・ 省略)			

世帯一部の写しの場合は、必要な人を記載してください。

必 要 な 人	No	氏 名	生 年 月 日	性 別
	1		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女
	2		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女
	3		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女
	4		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女
	5		大・昭・平・令・西暦 年 月 日	男・女

偽りその他不正手段により交付を受けた者は、10万円以下の過料に処せられます。

手 数 料	本人確認書類	受 付	作 成	交 付
円	マイナンバーカード・免許証・身分証明書 ()			

住民基本台帳法抜粋

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)

第12条の4 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳法を備える市町村の市町村長(以下この条において「住所地市町村長」という。)以外の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯の属する者に係る住民票の写しで第7条第5号(戸籍の表示)、第9号から第12号まで及び第14号に掲げる事項の記載を省略したものの交付を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、総務省令で定めるところにより、個人番号カード又は総務省令で定める書類を提示してこれをしなければならない。

住民基本台帳法施行規則抜粋

(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例の請求手続)

第4条第2項 法第12条の4第1項に規定する総務省令で定める書類は、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとする。

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-ア-(イ)-A抜粋

個人番号カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等であって、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類(有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。)を提示する方法

官公署が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等の例としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運行管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-ア-(イ)抜粋

本人以外の者による請求については、本人と同一の世帯に属する者が本人の個人番号カードを提示し、代理権の授与等がなされていることを暗証番号の照合により確認することができた場合に限り、当該請求を受理することが適当である。